

津市筆界調査・審査専門員の取扱いに関する要綱

平成31年3月22日訓第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市筆界調査・審査専門員（以下「専門員」という。）の任用、賃金その他の勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 専門員は、本市の所有する土地の筆界に係る調査、書類の審査等に関する職務を行うものとする。

(身分)

第3条 専門員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤職員とする。

(委嘱の方法)

第4条 専門員は、第2条の職務を遂行することができると認められる者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 専門員の任期は、その委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(賃金)

第6条 専門員の賃金については時間額とし、その支給額、支給方法等については別に定める。

2 賃金は、専門員から申し出があるときは、口座振替の方法によりこれを支給することができる。

(勤務方法等)

第7条 専門員は、市長が指定する執務場所において職務に従事するものとする。

2 専門員は、市長があらかじめ指定する日に出勤しなければならない。

(勤務時間その他の勤務条件)

第8条 専門員の勤務時間は、1週間当たり29時間を超えない範囲内において市長の指定する時間とする。

2 専門員の休暇は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に定めるところによる。

- 3 専門員には、前項に規定する休暇のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間の休暇を付与するものとする。この場合において、第1号から第7号までに定める期間の休暇にあつては有給の休暇と、第8号から第18号までに定める期間の休暇にあつては無給の休暇とするものとする。
- (1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - (3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき
7日の範囲内の期間
ア 専門員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該専門員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
イ 専門員及び当該専門員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該専門員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
 - (4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
 - (5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
 - (6) 専門員の親族（別表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、当該専門員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
 - (7) 専門員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 市長が定める期間内における8日の範囲内の期間
 - (8) 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子の専門員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
 - (9) 女子の専門員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日

までの期間（産後6週間を経過した女子の専門員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

- (10) 生後1年に達しない子（津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号）第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。第12号ア及びウを除き、以下同じ。）を育てる専門員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の専門員にあつては、その子の当該専門員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。）を含む。）が当該専門員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (11) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する専門員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
- (12) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、専門員と同居しているものに限る。）で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第14号までにおいて「要介護者」という。）の介護その他の市長が定める世話を行う専門員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務

日ごとの勤務時間の時間数が同一でない専門員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間)の範囲内の期間

ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 専門員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び専門員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で市長が定めるもの

- (13) 要介護者の介護をする専門員が、当該介護をするため、市長が、市長の定めるところにより、当該専門員の申出に基づき、当該要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間
- (14) 要介護者の介護をする当該専門員が、当該介護をするため、当該要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間(当該専門員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間
- (15) 女子の専門員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 2日の範囲内の期間
- (16) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 医師の証明書等に基づき必要と認められる期間
- (17) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前2号に掲げる場合を除く。) 医師の証明書等に基づき7日の範囲内の期間
- (18) 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検

査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(服務)

第9条 専門員は、その職務を自覚し、常に職務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。

2 専門員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則等を遵守し、かつ、上司の指示に従わなければならない。

3 専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(退職)

第10条 専門員は、退職しようとするときは、退職しようとする日の1月前までに市長に文書により申し出て、その承認を受けなければならない。

(解職)

第11条 市長は、専門員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解職することができる。

- (1) 故意又は重大な過失により本市に損害を与えたとき。
- (2) 勤務実績が良くないとき。
- (3) 心身の故障のため職務の遂行に支障があるとき。
- (4) 専門員としての適格性を欠くとき。
- (5) 第9条の規定に違反したとき。

(公務災害補償)

第12条 専門員の公務災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（専門員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（専門員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（専門員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（専門員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（専門員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日